

目次

登録規則.....	2
1章　総則.....	2
1.1　一般*	2
2章　船級登録	3
2.1　船級の登録.....	3
2.2　船級登録の維持*	4
2.3　船級登録及び検査の申込み*	4
2.4　検査記録書	4
2.5　船級維持証明書等*	4
2.6　船級登録の消除.....	4
2.7　再登録	5
3章　設備登録	6
3.1　設備の登録.....	6
3.2　設備登録の維持.....	6
3.3　設備登録及び検査の申込み*	6
3.4　検査記録書	6
3.5　設備登録維持証明書等*	6
3.6　設備の登録の消除等	7
3.7　再登録	7
4章　船級証書	8
4.1　船級証書等	8
5章　手数料及び経費	9
5.1　手数料	9
5.2　経費	9
6章　雑則.....	10
6.1　情報の提供*	10
6.2　不服の申し立て*	10
6.3　国籍の変更*	10

登録規則

1章 総則

1.1 一般*

- 1. 日本海事協会（以下、「本会」という。）は、本規則の定めるところにより、次に掲げる事項について登録を行う。
ただし、日本以外の国籍を有する船舶については、別に定めるところによる。
 - (1) 船舶（浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含む。以下同じ。）の船級
 - (2) 船舶の設備
- 2. 登録は、製造者または所有者の申込みにより行う。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.1 一般*

-1. 本会は、船舶の次の(1)から(4)に掲げる事項について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「船級規則」という。）に基づき、本会検査員（以下、本規則において「検査員」という。）による船級登録のための検査（安全管理システム及び船舶保安システムの審査を含む。以下、本規則において「検査」という。）を行い、船級規則に適合したと認めた場合、当該船舶に対して船級を付与し、これを **2.1.5** に定める船級登録原簿に登録する。ただし、本会は、**船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.**に基づき、検査の結果にかかわらず、当該船舶の船級登録を認めないことがある。

- (1) 船体及び船体艤装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、コンピュータシステム、復原性及び満載喫水線
 - (2) 海洋汚染防止設備等、安全設備、無線設備、居住衛生設備、揚貨装置及びアンカーハンドリングワインチ、機関区域無人化設備、潜水装置、船体防汚システム、バласт水管理設備及び有害物質一覧表等
 - (3) 安全管理システム
 - (4) 船舶保安システム
- 2. 前-1.(2)に掲げる設備については、本章の規定のほか**3 章**の規定（**3.1.1**, **3.1.2**, **3.2**, **3.3**, **3.4** 及び **3.6-2.**の規定を除く。）を準用し、当該設備に対して符号を付与し、これを **3.1.5** に定める設備登録原簿に登録する。
- 3. 前-1.(3)に掲げる事項については、総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶（旅客船、漁船及び公用に供する船舶を除く。）に適用する。
- 4. 前-1.(4)に掲げる事項については、総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶（旅客船、漁船並びに国が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるものを除く。）に適用する。

2.1.2 船級符号

船級は、次の符号（以下、「船級符号」という。）で表示する。

- (1) 本会が船級規則に基づき計画を承認し、製造中から検査員による船級登録のための検査を受け、製造された船舶の船級 **NS***

- (2) 製造後、検査員による船級登録のための検査を受けた船舶の船級 **NS**

2.1.3 船級符号への付記*

-1. 本会は、**2.1.1** にいう船舶であって次の(1)から(4)に該当するものには、その旨を船級符号に付記する。

- (1) 航路を制限された船舶-例えば (*Coasting Service*), (*Smooth Water Service*) 等。
- (2) 特定の用途に供する目的で計画された船舶-例えば (*Bulk Carrier*), (*Container Carrier*), (*Column Stabilized Drilling Unit*) 等。
- (3) 特定の目的で船体構造等が補強された船舶-例えば (*Class IA Ice Strengthening*) 等。
- (4) 前(1)から(3)に掲げる船舶のほか、船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した場合等の本会が必要と認めた船舶-例えば (*FRP*) 等。

-2. 本会は、**2.1.1** にいう船舶であって、海洋環境、労働環境及びその他特定の目的に対して特別な措置が講じられたものについては、その旨を船級符号に付記することがある。

2.1.4 主推進機関に対する表示等

2.1.1 にいう船舶が主推進機関を備える場合にあっては、船級符号 **NS*** を有する船舶には符号 **MNS*** を、船級符号 **NS** を有する船舶には符号 **MNS** を当該船舶の船級符号に併記して表示する。

2.1.5 船級登録原簿*

- 1. 船級登録原簿には、船級符号の他、船名、所有者、用途、総トン数、主要寸法、**2.1.3** 及び **2.1.4** の事項等を登録する。
- 2. 本会が必要と認めた場合は、特殊な構造、積荷の種類等を船級登録原簿に注記として記載する。
- 3. 本会は、船級登録原簿に登録された事項に変更を生じた場合には、船級登録原簿の変更を行う。

- 4. 前-1.及び-2.の事項は、「REGISTER OF SHIPS」に記載し、これを公刊する。
- 5. 船舶の所有者は、-4.にいう「REGISTER OF SHIPS」に記載された事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

2.2 船級登録の維持*

- 1. 船級登録を受けた船舶は、船級登録を維持するために、船級規則に基づき、検査員による船級維持検査を受けなければならない。ただし、本会は、船舶の所有者から申込みがあり、特殊な事情があると認める場合には、申込みのあった事情について考慮することがある。
- 2. 船級登録を受けた船舶が、2.1.1-1.に掲げる事項について、主要な変更又は改造を行う場合には、2.1.2(1)の検査に準じて検査員による検査を受けなければならない。

2.3 船級登録及び検査の申込み*

- 1. 船級登録は、船級登録のための検査の申込みにより行う。
- 2. 船級登録のための検査の申込みは、2.1.2(1)の検査を受ける船舶では、船舶の製造者が、2.1.2(2)の検査を受ける船舶では、船舶の所有者が行わなければならない。
- 3. 船級登録を維持するための検査の申込みは、船舶の所有者又は船長が行わなければならない。

2.4 検査記録書

- 1. 本会は、2.1.1 及び 2.2 に定める検査が完了した船舶に対して、検査記録書を発行する。
- 2. 検査記録書の保管、再発行又は書換え及び返還については、次の(1)から(4)によること。
 - (1) 船長は、検査記録書を船内に保管し、本会から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
 - (2) 船舶の所有者又は船長は、検査記録書を紛失又は汚損したときは、すみやかに本会に再発行の申込みをしなければならない。
 - (3) 船舶の所有者又は船長は、2.6 により船級登録を消除されたときは検査記録書を、直ちに本会に返還しなければならない。
 - (4) 船舶の所有者又は船長は、(2)により検査記録書が再発行された後、紛失した検査記録書を発見したときは、直ちに本会に返還しなければならない。

2.5 船級維持証明書等*

- 1. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該船舶について船級登録が維持されている期間等に係る船級維持証明書を発行する。
- 2. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該船舶について船級登録原簿に登録された事項に係る証明書を発行する。

2.6 船級登録の消除

- 本会は、船級登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、船級登録を消除し、船舶の所有者にその旨を通知する。
- (1) 船舶の所有者から船級登録消除の申込みがあったとき
 - (2) 船舶の解撤、沈没等のため、再び使用できないと本会が認めたとき
 - (3) 2.2 に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
 - (4) 2.2 に定める検査を受けないとき
 - (5) 検査手数料が支払われないととき
 - (6) 船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当したとき

2.7 再登録

船級登録を消除された船舶について、当該船舶の所有者は、再登録を申込むことができる。再登録を受ける船舶の船級は、本会が当該船舶の現状、船級登録を消除されたときの船級符号を考慮して定める。

3 章 設備登録

3.1 設備の登録

3.1.1 適用

本章は、[2.1](#) の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に備える [2.1.1-1.\(1\)](#)及び[\(2\)](#)以外の冷蔵設備その他の本会が適当と認める設備について適用する。

3.1.2 登録*

本会は、設備について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「設備規則」という。）に基づき、検査員による設備登録のための検査を行い、設備規則に適合したと認めた場合、当該設備に対して符号を付与し、これを[3.1.5](#) に定める設備登録原簿に登録する。ただし、本会は、[船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.](#)に基づき、検査の結果にかかわらず、当該船舶の設備登録を認めないことがある。

3.1.3 設備符号*

- 1. [2.1.1-2.](#)及び[3.1.2](#) に該当する設備は、RMC その他の別に定める符号（以下、「設備符号」という。）で表示する。
- 2. 本会が設備規則に基づき計画を承認し、製造中から登録のための検査を受けた設備については、設備符号に「*」を付して表示することがある。

3.1.4 設備符号への付記

本会は、制限もしくは条件を付して、又は使用範囲等を定めて登録した設備について、その旨を設備符号に付記する。

3.1.5 設備登録原簿

- 1. 設備登録原簿には、設備符号の他、当該設備を備える船舶の船名及び所有者、設備の種類、付記等を登録する。
- 2. 本会が必要と認めた場合は、特殊な構造及び要目等を設備登録原簿に注記として記載する。
- 3. 本会は、設備登録原簿に登録された事項に変更を生じた場合には、設備登録原簿の変更を行う。
- 4. 前-1.及び-2.の事項は、「REGISTER OF SHIPS」に記載し、これを公刊する。
- 5. 当該設備を備える船舶の所有者は、[-4.](#)にいう「REGISTER OF SHIPS」に記載された事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

3.2 設備登録の維持

- 1. 登録を受けた設備は、設備登録を維持するために、設備規則に基づき、検査員による設備登録を維持するための検査を受けなければならない。
- 2. 登録を受けた設備について、主要な変更又は改造を行う場合には、[3.1.3-2.](#)の検査に準じて検査員による検査を受けなければならない。

3.3 設備登録及び検査の申込み*

- 1. 設備登録は、設備登録のための検査の申込みにより行う。
- 2. 設備登録のための検査の申込みは、当該設備を備える船舶の製造者又は所有者が行わなければならない。
- 3. 設備登録を維持するための検査の申込みは、当該設備を備える船舶の所有者又は船長が行わなければならない。

3.4 検査記録書

- 1. 本会は、[3.1.2](#) 及び[3.2](#) に定める検査が完了した設備に対して、検査記録書を発行する。
- 2. 検査記録書の保管、再発行又は書換え及び返還については、[2.4-2.](#)の規定によること。

3.5 設備登録維持証明書等*

- 1. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該設備の登録が維持されている期間等に係る設備登録維持証明書を発行する。
- 2. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該設備について設備登録原簿に登録された事項に係る証明書を発行する。

3.6 設備の登録の消除等

- 1. 本会は、登録を受けた設備が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、その登録を消除し、当該設備を備える船舶の所有者にその旨を通知する。
 - (1) 当該設備を備える船舶の所有者から当該設備の登録消除の申込みがあったとき
 - (2) 当該設備が船舶から撤去されたとき、又は当該設備が再び使用できないと本会が認めたとき
 - (3) **3.2** に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
 - (4) **3.2** に定める検査を受けないとき
 - (5) 検査手数料が支払われないとき
 - (6) 当該設備を備える船舶がその船級登録を消除されたとき
 - (7) **船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.** に該当したとき
- 2. 前-1.(4)又は(5)の場合については、本会は、登録の消除を別に定める期間猶予し、当該設備登録を一時停止することがある。

3.7 再登録

登録を消除された設備について、当該設備を備える船舶の所有者は、再登録を申込むことができる。再登録を受ける設備の登録は、本会が当該設備の現状、登録を消除されたときの符号を考慮して定める。

4 章 船級証書

4.1 船級証書等

4.1.1 船級証書及び仮船級証書

- 1. 本会は、[2.1.1](#)により船級登録原簿に登録された船舶に対して船級証書を発行する。なお、本会は、船級登録のための検査完了後検査員から現状良好の旨報告された船舶に対して船級証書が発行されるまでの間、仮船級証書を発行する。
- 2. 本会は、前[2.2-1](#)により定期検査を受け、これに合格した船舶に対して、船級証書を発行する。
- 3. 船級の登録を受けた船舶が、[2.2-1](#)に定める船級維持検査のうち年次検査又は中間検査を受けこれに合格したときは、その旨船級証書に裏書きする。
- 4. 推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）と当該はしけを押して航行する推進機関を有する船舶（以下、「押船」という。）が結合して一体となって航行する場合、当該はしけを特定する情報（船名、船級番号等）を当該押船の船級証書及び仮船級証書に記載する。

4.1.2 船級証書及び仮船級証書の記載事項

- 1. 船級証書及び仮船級証書には、船級登録原簿及び設備登録原簿に記載される事項のうち、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 船舶を識別する情報
 - (2) 証書の有効性に関する情報
- 2. 船級証書には、前-1の事項に加えて、本会の適當と認める事項を付録に記載することがある。

4.1.3 船級証書及び仮船級証書の有効期間*

- 1. 船級証書の有効期間は5年とする。ただし、船級証書は、定期検査を受け船級規則に適合したと認められたときは定期検査を完了したときから5箇月間、船級規則の規定により本会の承認を得て定期検査を受ける期日を延期するときには延期を承認された期間、当該船級証書の有効期間を延長することができる。
- 2. 前-1のただし書きにより有効期間を延長した船級証書は、その間に新船級証書が発行されたときは、その効力を失う。
- 3. 仮船級証書の有効期間は5箇月とする。ただし、その間に船級証書が発行されたときは、その効力を失う。
- 4. 船級証書及び仮船級証書は、[2.6](#)により船級登録が消除されたときは、その効力を失う。

4.1.4 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還*

- 1. 船長は、船級証書又は仮船級証書を船内に保管し、本会から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 2. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書を紛失又は汚損したときは、すみやかに本会に再発行の申込みをしなければならない。
- 3. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに本会に書換えの申込みをしなければならない。
- 4. 船舶の所有者又は船長は、[4.1.1-1](#)により船級証書が発行されたとき又は仮船級証書の発行の日から5箇月を経過したときは仮船級証書を、[4.1.1-2](#)による発行並びに前-2及び前-3による再発行又は書換えがなされたときは旧証書を直ちに本会に返還（紛失した場合を除く。）しなければならない。
- 5. 船舶の所有者又は船長は、[2.6](#)により船級登録を消除されたときは船級証書又は仮船級証書を、直ちに本会に返還しなければならない。
- 6. 船舶の所有者又は船長は、[-2](#)により船級証書又は仮船級証書が再発行された後、紛失した船級証書又は仮船級証書を発見したときは、直ちに本会に返還しなければならない。

5章 手数料及び経費

5.1 手数料

本会は、次の(1)から(3)に該当する場合は、別に定めるところにより手数料を申受ける。

- (1) 本規則に基づく検査を行ったとき
- (2) 本規則に基づく証書の再発行もしくは書換え又は写しもしくは抄本の発行を行ったとき
- (3) **2.5** 及び **3.5** による証明書等の発行、再発行を行ったとき

5.2 経費

本会は、本規則に基づく検査を行ったとき、別に定めるところにより旅費等の経費を申受ける。

6章 雜則

6.1 情報の提供*

船舶の所有者は、本会が登録の維持に関し必要と認める十分、かつ、正確な情報を提供しなければならない。

6.2 不服の申し立て*

本規則によって行った検査に関して不服があるときは、検査申込み者は、本会に対し、別に定める期間内に文書をもつて再検査を要求することができる。

6.3 国籍の変更*

日本以外の国籍を有する船舶が日本籍になろうとするときには、[2.1.1-1.](#)に掲げる事項について船級規則に適合していることの確認を受けなければならない。

目次

登録規則細則	2
1章 総則.....	2
1.1 一般.....	2
2章 船級登録	3
2.1 船級の登録.....	3
2.2 船級登録の維持.....	4
2.3 船級登録及び検査の申込み	4
2.5 船級維持証明書等	4
3章 設備登録	5
3.1 設備の登録.....	5
3.3 設備登録及び検査の申込み	5
3.5 設備登録維持証明書等	6
4章 船級証書	7
4.1 船級証書等	7
6章 雜則.....	8
6.1 情報の提供	8
6.2 不服の申し立て	8
6.3 国籍の変更	8

登録規則細則

1章 総則

1.1 一般

登録規則（以下、本細則において「規則」という。）でいう「所有者」に関する規定は、船舶共有の場合において船舶管理人を置いたときにはこれを船舶管理人に、船舶貸借の場合においてはこれを船舶借入人に適用する。

2章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.1 一般

- 1. **規則 2.1.1-1.**に定める事項は、船級登録のために必要な事項である。
- 2. **規則 2.1.1-1.**でいう「船級規則」とは、鋼船に対する「鋼船規則」など**表 2**に掲げる本会が制定した技術規則をいう。

表 2 船級規則

船級規則	鋼船規則 強化プラスチック船規則 フローティングドック規則 高速船規則
------	--

2.1.3 船級符号への付記

-1. **規則 2.1.3-1.**の付記は、船級規則における特別の要件の付加、条件の緩和等の規定を適用して船級登録した場合に行う。

-2. **規則 2.1.3-1.(4)**の「本会が必要と認めた船舶」とは次に類するものをいう。

- (1) 船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した船舶
- (2) 高度な直接強度計算を行うなど、詳細な構造解析手法を適用して構造寸法等が承認された船舶
- (3) 船級維持検査において特別な要件を適用することを前提に船級登録された船舶
- (4) 船級規則で想定される以外の設計概念に基づき設計建造されたもので、特別の要件を付加して船級登録された船舶
- (5) 特定の基準に基づき防食措置が施された船舶
- (6) 特定の基準に基づき防音措置が施された船舶

-3. **規則 2.1.3-2.**の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

- (1) 次の(a)から(h)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。
 - (a) 「環境ガイドライン」における最低要件又は追加特性に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「Environmental Awareness」（略号：EA）
 - (b) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「Noise and Vibration Comfort」（略号：NVC）
 - (c) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「Mechanical Vibration Awareness」（略号：MVA）
 - (d) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶：「High Voltage Shore Connection Systems」（略号：HVSS）
 - (e) 次の i)から iv)に記す革新的な取り組みが講じられている船舶
 - i) 「デジタルスマートシップガイドライン」に従って、デジタル技術等を活用したシステム（スマートシステム）が備えられている船舶：「Digital Smart Ship(XX)」（略号：DSS(XX), ただし、XXには該当するスマートシステムを示す。）
 - ii) 「環境ガイドライン」における先進的な環境対策に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「Advanced Environmental Awareness (XX)」（略号：a-EA (XX), ただし、XXには該当する環境対策を示す。）
 - iii) 「先進的な安全対策に関するガイドライン」に従って、安全対策として特別な措置が講じられている船舶：「Advanced Safety (XX)」（略号：a-SAFE(XX), ただし、XXには該当する安全対策を示す。）
 - iv) 「船上の居住・労働環境に関するガイドライン」に従って、船上の居住・労働環境を改善する設備等を有

する船舶：「Excellent Living and Working Environment (XX)」（略号：ELW(XX), ただし、XXには該当する設備等を示す。）

- (f) 「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」に従って、サイバーセキュリティ対策が講じられている船舶：「Cyber Resilience-Guideline」（略号：CybR-G）
- (g) 二酸化炭素放出抑制指標について、通常より厳しいフェーズの削減率を満足する船舶：[海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1編 1.1.3-1.](#)による
- (h) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶
- (2) 船舶からの大気汚染防止のための設備について、[海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1編 1.1.3](#) の各項（-1.を除く）に該当するもの：当該各項による

-4. [-3.\(1\)\(f\)](#)に掲げる付記については、船舶の所有者又は船舶の所有者との船舶管理契約を結ぶ組織又は個人の変更等により設備等の適切な運用及び保守が難しいと本会が認めた場合又は要求される検査に合格しないものと検査員から報告され本会がこれを認めた場合には、当該船級符号への付記を消除し、船舶の所有者にその旨を通知する。

2.1.5 船級登録原簿

注記は船級符号への付記ではなく情報を示すものである。

2.2 船級登録の維持

- 1. [規則 2.2-2.](#)でいう「主要な変更又は改造」とは、例えば船体延長、用途変更、主機換装等をいう。
- 2. [規則 2.2-1.](#)でいう「特殊な事情」とは、例えば、荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により、予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。
- 3. [規則 2.2](#) の適用上、[規則 2.1.3-2.](#)の規定による付記に関する事項（[2.1.3-3.\(2\)\(a\)](#)及び(b)に掲げる付記を除く）については、船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持については次による。
 - (1) [2.1.3-3.\(1\)\(a\)](#)から(g)に掲げる付記にあっては、該当するガイドラインに従って定期的に確認を行う。
 - (2) [2.1.3-3.\(1\)\(h\)](#)に掲げる付記にあっては、[海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.3.2-2.](#)に従って定期的に確認を行う。
 - (3) [2.1.3-3.\(1\)\(i\)](#)に掲げる付記にあっては、本会が別途適当と認める指針等に従って確認を行う。
- 4. [規則 2.2](#) の適用上、[規則 2.1.1-2.](#)に基づき登録された設備以外の設備に関する事項は船級登録を維持するための条件としない。
- 5. [規則 2.2-2.](#)でいう「主要な変更又は改造」を行う場合には申込書（CONV-APP(J)）を本会に提出して申し込むものとする。

2.3 船級登録及び検査の申込み

- 1. [規則 2章](#) 及び [3章](#)でいう「船長」には、所有者の委任を受けた代理者を含むものとする。
- 2. 船級登録のための検査は、[規則 2.1.2\(1\)](#)の検査を受ける船舶にあっては所定の申込書（Form-1A(J)）を、また、[規則 2.1.2\(2\)](#)の検査を受ける船舶にあっては所定の申込書（Form-3A(J)）を、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。
- 3. 船級登録を維持するための検査は、船舶の所有者又は船長が所定の申込書（Form-2A(J)）に船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。）の写しを添えて、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。

2.5 船級維持証明書等

[規則 2.5](#) でいう所有者の同意は、申込書（Form-CM-APP(J)）をもってなされるものとする。

3 章 設備登録

3.1 設備の登録

3.1.2 登録

規則 2.1.1-2.及び**3.1.1**でいう設備とは、次のものをいう。

- (1) 冷蔵設備
- (2) 揚貨装置及びアンカーハンドリングワインチ
- (3) 海洋汚染防止設備等
- (4) 安全設備
- (5) 無線設備
- (6) 居住衛生設備
- (7) 自動化設備
- (8) 船橋設備
- (9) 潜水装置
- (10) 機関予防保全設備
- (11) 総合火災制御設備
- (12) 船体監視システム
- (13) 船体防汚システム
- (14) 荷役集中監視制御設備
- (15) バラスト水管理設備等
- (16) 有害物質一覧表
- (17) その他の本会が適当と認める設備

3.1.3 設備符号

-1. **規則 3.1.3**でいう別に定める符号とは、次のものをいう。

- (1) 前**3.1.2(1)**に該当する設備 **RMC**, **RMC・CA**
 - (2) 前**3.1.2(2)**に該当する設備 **CHG**, **AHW**
 - (3) 前**3.1.2(3)**に該当する設備 **MPP**
 - (4) 前**3.1.2(4)**に該当する設備 **LSA**
 - (5) 前**3.1.2(5)**に該当する設備 **RCF**
 - (6) 前**3.1.2(6)**に該当する設備 **CAA**
 - (7) 前**3.1.2(7)**に該当する設備 **MC**, **MO**, **MO・A**, **MO・B**, **MO・C**, **MO・D**
 - (8) 前**3.1.2(8)**に該当する設備 **BRS**, **BRS1**, **BRS1A**
 - (9) 前**3.1.2(9)**に該当する設備 **DVS**
 - (10) 前**3.1.2(10)**に該当する設備 **PMM**
 - (11) 前**3.1.2(11)**に該当する設備 **IFC・M**, **IFC・A**, **IFC・AM**
 - (12) 前**3.1.2(12)**に該当する設備 **HMS**, **HMS・R**
 - (13) 前**3.1.2(13)**に該当する設備 **AFS**, **AFS・C**
 - (14) 前**3.1.2(14)**に該当する設備 **CCM**
 - (15) 前**3.1.2(15)**に該当する設備 **BWM**
 - (16) 前**3.1.2(16)**に該当する設備 **IHM**
 - (17) 前**3.1.2(17)**に該当する設備 別に定める
- 2. **規則 3.1.3-2.**でいう「*」をして表示する設備符号は、**RMC**とする。

3.3 設備登録及び検査の申込み

- 1. 設備登録のための検査の申込みについては、**2.3-2.**を準用する。申込書は、所定の製造中船級登録検査等申込書及び製造後船級登録検査等申込書とする。
- 2. 設備登録を維持するための検査の申込みについては、**2.3-3.**を準用する。申込書は、**Form-2A(J)**とする。

3.5 設備登録維持証明書等

設備登録維持証明書等の発行については、**2.5** の規定を準用する。

4 章 船級証書

4.1 船級証書等

4.1.3 船級証書及び仮船級証書の有効期間

船級証書の有効期間は、発行日から登録検査あるいは定期検査の完了日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、船級証書の有効期間が満了する日の3ヶ月前から当該期間が満了する日迄の間に定期検査に合格した場合又は船級証書が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することが出来ない場合その他本会が適当と認める場合を除く。）は、発行日から当該船級証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日迄の間とする。

4.1.4 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還

船級証書又は仮船級証書の再発行又は書換えは、本部又は支部・事務所に申込書（CERT-APP(J)）にて申込むものとする。

6章 雜則

6.1 情報の提供

- 1. **規則 6.1** にいう情報の提供とは、次のものをいう。
 - (1) 本会の要請により行うもの
 - (2) 船舶の所有者又は船長が必要と判断し行うもの
- 2. 本邦外において PORT STATE CONTROL により欠陥等を指摘されたときは、前-1.(1)により遅滞なくその事実を本会に通知しなければならない。
- 3. 海難にかかり、管海官庁に海難報告書を提出する必要があるときは、本会の検査を受けるか否かにかかわらず、前-1.(2)によりその事実を本会に通知しなければならない。

6.2 不服の申し立て

規則 6.2 にいう別に定める期間とは、検査の完了日の翌日から起算して 30 日以内とする。

6.3 国籍の変更

規則 6.3 による確認の結果、**規則 2.1.1-1.**により必要とされる事項が登録されていない場合には、当該事項について規則に基づき検査員による船級維持のための検査を受けなければならない。